

社会福祉法人 あすなろ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あすなろ福祉会の評議員及びの役員等報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等)

第3条 評議員及び役員等の報酬は、定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

附則 この規定は 平成29年4月1日より施行する。